

未決拘禁法案に対する会長声明

未決拘禁法案（「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」）が、3月10日閣議決定され、3月13日に国会に上程された。

本法案は、昨年5月18日に成立した受刑者処遇法（「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」）を改正・改称して、受刑者と未決拘禁者の処遇を一つの法律のもとに統合しようとするものである。

本法案については、刑事施設視察委員会と同様に警察留置場についても視察委員会が設置されること、拘置所における弁護人の夜間・休日接見が実現することなど一定程度の改善が認められ、また、法案には規定されていないが電話・ファックスを利用した弁護人との外部交通が一定の地域において実施される見通しとなっていることなど評価できる点はあるが、法第14条1項が「都道府県警察に、留置施設を設置する」とし、法第15条1項において「刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる」と規定していることにより、代用監獄を「留置施設」とする設置根拠を与え、その存在を承認する規定振りとなっている。

当会は、20数年に渡りえん罪の温床とされる代用監獄の廃止と受刑者の人権を擁護するための監獄法改正問題に取り組んできたものであり、本法案のままでは代用監獄制度を恒久化すると言わざるを得ない。当会は、少なくとも本法案の附則等において代用監獄の漸減・廃止が示されない限り、本法案の成立には反対せざるを得ない。

また、本法案には、その他種々の改善・修正すべき条項があり、その是非については刑事手続全体のあり方について検討する中で決められるべきものであるところ、本法案に対する国民の声を広く聞くことなく審議が進められようとする姿勢は、あまりにも拙速にすぎる。国会においては、慎重かつ十分な審議がなされることを強く求める。

2006年（平成18年）4月10日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢